慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	一九七四年西ドイツ税制改革「第一次担当官草案」
Sub Title	Referentenentwurf eines Körperschaftsteuergesetzes 1974 vom 19. August 1971
Author	木村, 弘之亮(Kimura, Konosuke)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1984
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.57, No.5 (1984. 5) ,p.61- 81
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19840528-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資　料

一九七四年西ドイツ税制改革「第一次担当官草案」

木村弘之亮

はしがき
一　一九七四年法人税法草案
二　〔一九七四年〕所得税法（草案）
三　投資会社法
四　国外投資持分の販売及び国外投資持分から生ずる収益の課税に関する法律

はしがき

西ドイツの連邦経済大蔵省は一九七一年八月に Referentenentwurf: Entwurf eines Körperschaftsteuergesetzes (KStG 1974); Einkommensteuergesetz; Gesetz über Kapitalanlagegesellschaften; Gesetz über den Vertrieb ausländischer Investmentanteile und über die Besteuerung der Erträge aus ausländischen Investmentanteilen を作成した（Offizielle Anlage 3 zum RefE KStG 1974 vom 19. August 1971）。法人税法草案及び所得税法草案は西ドイツにおいて一律の法人税率による法人税全額株主帰属方式を法文化したものである。一九七七年法人税法の制定に至るまでには、なお幾つかの草案が作成されるけれども、ここに翻訳する第一次担当官草案は、ドイツ型法人税株主帰属方式の特色を認識するための、基礎資料とおもわれる。この草案の内容及び評価については、本誌本号二三頁以下を参照されたい。

一一九七四年法人税法草案

目　次

第一章　納税義務
第一条　無制限納税義務
第二条　公法人の営利事業
第三条　制限納税義務
第四条　人的納税義務の区分
第五条　非課税規定
第二章　所得の計算
第六条　所　得
第七条　保険事業者及び住宅建設貯蓄金庫の所得
第八条　保険引当金
第九条　保険事業者の保険料払戻し
第一〇条　住宅建設貯蓄引当金
第一一条　協同組合の商品割戻し金
第一二条　支配従属会社関係
第一三条　控除のできる支出
第一四条　控除のできない支出
第一五条　解散及び清算
第一六条　吸収及び組織変更
第一七条　納税義務者の国外への移転等
第三章　法人税の補完的負担
第一八条　調　整　税
第一九条　利益配当と相殺のできる資産
第二〇条　特別な場合における調整税
第二一条　その他の法人の調整税
第二二条　証　明　書
第二三条　課税基礎の分離確認
第四章　税率、租税の査定及び納付
第二四条　税　率
第二五条　国外所得
第二六条　租税請求権の成立
第二七条　査定、税額控除及び納付
第二八条　租税申告
第二九条　公益目的及び慈善目的に関する還付
第三〇条　特別な場合における調整税の還付
第五章　授権規定及び終結規定
第三一条　金融業に関する経過規定
第三二条　授権規定
第三三条　ベルリン地区における適用

第一章　納税義務

第一条　無制限納税義務

国内に管理支配地又は本店を有する次の各号に掲げる法人、社団及び財団は、法人税の無制限納税義務を負う。

一　物的会社（株式会社、株式合資会社、有限会社、殖民会社、鉱山法上の組合）

二　協同組合（Erwerbs- und Wirtschaftsgenossenschaften）

三　相互保険組合
四　私法上のその他の法人格
五　権利能力のない社団、営造物、財団及びその他の目的財団
六　公法人の営利事業（第二条）。賃貸された営利事業は公法上の営利事業と同じとする。

(2)　法人税の無制限納税義務は全所得をその対象とする。

(3)　（国内：未定）

第二条　公法人の営利事業

公法人の営利事業とは、第三項第二段の規定の場合を除き、収入を得るため継続的経済活動に役立つすべての組織で、かつ当該法人の活動全体のなかで経済的に顕著なものをいう。利益を得る意図及び一般の経済取引に関与することを要しない。

(2)　〔公法上の〕営利事業は、公法人である場合にも、無制限納税義務を負う。

(3)　水、ガス、電気又は暖房を住民に供給し、公共交通又は港湾事業を営む企業もまた、営利事業とする。主として公権力の行使に役立つ企業（高権企業）及び農林業は営利事業でない。

(4)　役務の提供が、その受給者が法律の命令により又は行政庁の命令に基づき義務を負うことを要件とする場合、とくに公権力の行使が認められる。公法上の保険機関もまた、強制権又は専売権を有する場合、〔公法上の〕営利事業とする。

第三条　制限納税義務

次の各号の所得の区分に応じ当該各号に掲げる者は、法人税の制限納税義務を負う。

一　国内源泉所得について、国内に管理支配地又は本店を有しない法人、社団及び財団

二　源泉徴収税を課される国内源泉所得について、無制限納税義務を負わない法人、社団及び財団

第四条　人的納税義務の区分

権利能力のない社団、営造物、財団及びその他の目的財団は、その所得がこの法律及び所得税法に基づき直接に他の納税義務者のもとで課税をうけないときは、法人税の納税義務を負う。

(2)　第一条に掲げる納税義務者に該当する伐採協同組合、森林協同組合、山林協同組合及び入会い協同組合並びに類似の土地組合は、副業の域をこえて営利事業を営まない場合又はその営利事業を賃貸しない場合、法人税の納税義務を負わない。前段に定める場合を除いて、その所得について、直接に関係人のもとで課税する。

(3)　第一条に掲げる納税義務者に該当する伐採協同組合、森林協同組合、山林協同組合及び入会い協同組合並びに類似の土地組合は、副業の域をこえて営利事業を営む場合又はその営利事業を賃貸する場合に限り、法人税の納税義務を負う。

第五条　非課税規定

次の各号に掲げる者には、法人税を課さない。

一　ドイツ連邦郵便、ドイツ連邦鉄道、連邦専売公社及び国営富くじ事業者

二　ドイツ連邦銀行、復興信用公庫、負担調整銀行（引揚げ者及び戦災者救済銀行）、ドイツ入殖年金銀行及びラント年金銀行、農業年金銀行、バイエルン州立再建金融公庫並びにライヒ銀行

三　権利能力のある年金金庫、寡婦扶助金庫、孤児金庫、埋葬料積立金庫、疾病保険金庫、共済金庫及び緊急又は失業に対する権利能力のあるその他の救済金庫

〔イ～ハ　略〕

四　一九六五年九月六日の株式法施行法（Bundesgesetzbl. I S. 1185）第三七条により修正をうけた一九六三年六月六日の文言における私的保険事業者及び住宅建設貯蓄金庫の監督に関する法律（Reichsgesetzbl. I S. 315）第五三条に規定する小規模相互保険組合

〔イ～ハ　略〕

五　収益事業をその目的としない職業団体で、公法上の性質のない者。この者が収益事業を営むとき、その範囲において、納税義務を負う。

六　前号に掲げるような権利能力のない職業団体のために、財産管理を主たる目的とする法人又は社団。ただし、その収益が本質的にこの財産管理から生じ、かつもっぱら当該職業団体に流入する場合に限る。

七　政党法第二条に規定する政党及び収益事業をその目的としない政治団体。その政党及び政治団体は、収益事業を営むとき、その範囲において、納税義務を負う。

八　〔略〕

九　収入が適格資本参加から生じ、かつ国内の恒久的施設において生じたものでない場合には、所得税法第五七条第一項第一号又は第二号に規定する収入を受ける第三条第一項に規定する制限納税義務者。収入の流入時に資本参加が直接又は間接に一〇パーセント以上あるとき、その資本参加を適格（wesentlich）とみなす。外国の法律がその収入についてドイツ法人税に相当する税を課さない旨を定めており、かつ当該非課税規定が一〇パーセントをこえる資本参加のときに限り適用される場合には、ドイツ法人税の非課税にもこの一〇パーセントをこえる資本参加を要する。

〔一〇～一三　略〕

(2)　前項の非課税規定は、次の各号に掲げる場合に適用しない。

一　源泉徴収税を課される国内源泉所得

二　第一八条に規定する調整税

三　制限納税義務者（第三条第一号）ただし、この規定は前項第九号の非課税規定に適用しない。

第二章　所得の計算

第六条　所　得

法人税は、納税義務者が一暦年に取得した所得に基づいて算定する。

(2) 何を所得とみなし、かつ所得をいかに計算するかは、所得税法及びこの法律の規定による。株式法、協同組合法又は私的保険事業者及び住宅建設貯蓄金庫の監督に関する法律の規定に基づく合併によって、組織変更法の規定に基づく組織変更によって、又は株式法の規定に基づく財産の譲渡によって移転をうけた事業資産のうち、第一八条第三項の規定により〔利益配当と〕相殺のできる部分の事業資産もまた所得とする。

(3) 所得を分配するかどうかにかかわらず、所得を計算する。物的会社の利益及び清算利益に対する分配請求権を伴う受益証券に基づく各種配当並びに隠れた利益配当もまた、所得を減額してはならない。

(4) 無制限納税義務を負う物的会社、協同組合及び相互保険組合の活動は、常にかつすべての範囲について営利企業とみなされる。

(5) 無制限納税義務を負う社団の場合、定款に基づき成員としての資格により成員から徴収する負担金は、所得の計算上算入しない。

(6) この法律の第一三条第二号及び負担調整法第二一一条第一項第一号第二段後半の規定の適用に当り、暦年と異なる事業年度の利益を計算する場合、暦年における支出又は役務の提供を算定の基礎とする。

第七条 保険事業者及び住宅建設貯蓄金庫の所得

保険引当金及び住宅建設引当金は、第八条から第一〇条までに別段の定めがない限り、所得税法の規定に基づく価額をもって税務貸借対照表に計上する。

(2) 制限納税義務を負う保険事業者の場合、国内業務の成果を所得の計算の基礎とする。

第八条 保険引当金

〔保険事業者に関する規定 略〕

第九条 保険事業者の保険料払戻し

〔略〕

第一〇条 住宅建設貯蓄引当金

〔住宅建設貯蓄金庫に関する規定 略〕

第一一条 協同組合の商品割戻し金

〔略〕

第一二条 支配従属会社関係

国内に管理支配地又は本店を有する株式会社又は株式合資会社(従属会社)が、株式法第二九一条第一項に規定する利益供出契約により全利益を他の国内の営利企業に供出する義務を負う場合には、次の各号に掲げるすべての要件を満たすとき、従属会社の所得は当該企業の担い手(支配会社)に帰属する。

一 支配会社は、従属会社に対する持分に基づく議決権の過半数を有する程度に、従属会社の事業年度の始めから中断なくかつ直接にその従属会社に対し資本参加していることを要する(資本的編入)。間接に参加する資本参加者が議決権の過半数を有するとき、間接的資本参加をもって足りる

ものとする。

二　従属会社は、前号に掲げる時から中断なく、全体の状況に照し、経済的及び組織的に支配会社の企業に編入されていることを要する。従属会社が株式法第二九一条一項に規定する支配契約によりその事業の指揮を支配会社の企業に委ねているとき、又は従属会社が株式法第三一九条から第三二七条までの規定により編入された会社であるとき、組織的編入が常に認められるものとする。

三　支配会社は、無制限納税義務を負う人、国内に管理支配地及び本店を有する第一条に規定する非課税でない法人、社団若しくは財団又は国内に管理支配地若しくは本店を有する所得税法第四〇条第一項第二号〔所得税法第一五条第二号〕に規定する人的会社であることを要する。〔支配会社に〕帰属する所得のうち社員に係る部分について、この法律の適用領域において所得税又は法人税を課される社員だけがその人的会社に資本参加することが認められる。人的会社の一又は二人以上の社員が所得税について制限納税義務を負う場合、前二号に定める要件を人的会社自体との関係において満たしていることを要する。国内に本店又は管理支配地を有しない一又は二以上の法人、社団又は財団が人的会社に資本参加しているときも、同様とする。人的会社の社員が、商業登記簿に登記された支店を国内に有し、資本的編入に要する資本参加がその支店の事業資産の一部であり、かつ経済的及び組織的編入がその支店自体との関係において認められる場合、第三段及び第四段の制限を適用しない。

四　利益供出〔契約〕は、五年以上のあいだ締結し、この期間のあいだ実施し、かつ第一段の適用を初めてうける従属会社の事業年度の末日までに効力を生じていることを要する。解約告知を正当とする重大な事由があるときは、解約告知により当該契約を期限前に終了することは妨げられない。

五　従属会社は、商人が合理的に判断するとき、経済的に理由のある場合に限り、当該年度の剰余金の一部を任意準備金に積み立てることができる。

(2)　支配会社に帰属することとなる従属会社の所得を計算するに当り、所得税法第六四条、第六五条〔所得税法第一〇条の四〕の規定を適用しない。

(3)　従属会社が補償支払金（Ausgleichszahlungen）について課税をうける。支配会社が補償支払いの義務を履行するとき、支配会社の所得のうち補償支払金に相当する部分について、同様とする。

(4)　国内に管理支配地及び本店を有する第一項第一段に定める物的会社以外の者が、その全利益を第一項に規定するその他の企業に対し供出する義務を負う場合に、第一項から前項までの規定を準用する。この場合において、次の各号に掲げるすべて

の要件を満たすことを要する。

一　書面をもって当該契約が締結されていること

二　社員が投票数の四分の三以上の多数をもって当該契約に同意すること

三　損失引受が株式法第三〇二条の規定に準じて、合意されること

四　〔利益供出〕契約前に積み立てた任意準備金の取崩しにより生ずる収益は、供出しないこと

(5)　従属会社がその全利益を、商業登記簿に登記された支店を国内に有する外国の営利企業に対し供出する義務を負う場合には、従属会社の所得は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすとき、当該国内支店から生ずる制限納税義務を負う所得に加算する。

一　利益供出契約が当該支店の商号により締結されていること

二　資本的編入に要する資本参加が当該支店の事業資産に属すること

三　経済的及び組織的編入が当該支店自体との関係において存すること

第一段に定めるもののほか、第一項から前項までの規定を準用する。

第一三条　控除のできる支出

次の各号に掲げる金額は、所得税法の規定により控除のできる支出に該当しない場合、所得の計算上控除する。

一　株式合資会社の場合　基礎資本金とされない払込みに基づき又は業務執行に対する報酬（賞与（Tantieme））として、無限責任社員に分配される部分の利益

二　イ　慈善目的、宗教目的、学術目的及び国家政策目的を促進するための支出並びにとくに促進に値すると認められる公益目的を促進するための支出で、所得の五パーセント未満又は総売上の額と当該暦年に支払った賃金・俸給の額との合計額の千分の二未満の部分の額。学術目的については五パーセントにさらに五パーセントを追加する。

第一段及び所得税法第六五条〔所得税法第一〇条の四〕に掲げる支出を控除する前の所得を、本条に規定する所得とみなす。用益及び役務の提供を除いて、経済財の出捐もまた本条に規定する支出とみなす。支出額は同法第二七条第二項〔所得税法第六条第一項四号二段〕の規定により計算する。

ロ　政党法第二条に規定する政治的党派に対する寄付金で、当該暦年に合計六百マルク未満の部分の額

三　物的会社の場合、会社持分の発行費

第一四条　控除のできない支出

次の各号に掲げる金額は所得の計算上控除することができない。

一　寄付〔行為〕、定款又はその他の規約が定めている納税義務者の目的を遂行するための費用

二　所得に対する税及び財産税並びに自己消費に関する売上税

第一五条　解散及び清算

無制限納税義務を負う物的会社が解散により清算するときは、その清算期間中の利益について課税する。課税期間は三年をこえないものとする。

(2)　前項に規定する利益は、期末清算資産を期首清算資産と比較して計算する。

(3)　期末清算資産とは、分配の行なわれる資産から、清算期間中に納税義務者に流入した非課税資産の増加額を控除したものをいう。

(4)　期首清算資産とは、解散の前事業年度の末日に法人税の査定の基礎とされた事業資産をいう。前査定期間について査定が行なわれなかった場合は、査定をうけるとすれば利益計算に関する税法上の規定により記載されたであろう事業資産を計上する。期首清算資産は、前事業年度の利益のうち、清算期間中に配当された額を控除したものとする。

(5)　事業資産が前査定期間の末日に残存しない場合、その後拠出をうけた払込みの合計額を期首清算資産とみなす。

(6)　利益計算については、前各項に定めるもののほか、関連規定を準用する。

第一六条　吸収及び組織変更

無制限納税義務を負う物的会社の財産が清算に伴い又は清算によらずに他の者に移転する場合、第一五条の規定を準用する。譲渡時を基準とする財産の譲渡に対する反対給付の価額を、分配の行なわれる資産に代えて、利益の計算のために用いる。

(2)　次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合、移転に当り生ずる利益について課税しない。

一　内国物的会社の資産全体が、譲受会社の社員権と引きかえに他の内国物的会社に移転すること

二　当該利益について後に法人税を課すことが確実に見込まれること

第三章　法人税の補完的負担

第一八条　調整税

持分権者の租税債務から法人税を控除して調整するため、無制限納税義務を負う物的会社の事業資産のうち、$\frac{100\times56}{100-56}$パーセントの法人税を負担しなかった部分について、この部分が利益配当に用いられたものとみなされる場合には、第四項の規定の場合を除き、特別の法人税（調整税）を課する。

(2)　第一九条の規定により区分され、利益配当と相殺のできる事業資産のうち、利益配当に用いたものとみなされる部分について、配当物的会社は利益配当に当り第二八条の規定により申告しなければならない。

(3)　利益と相殺のできる事業資産とは、利益分配決議前に終了した最近の事業年度の末日に利益計算に関する税法上の規定に

基づき算出される、事業資産のうち額面資本をこえる部分をいう。利益分配決議が行われなかったときは、これに代えて、利益配当の時とする。額面資本が、準備金の組入れにより額面資本に繰り入れられた額を含み、かつ当該準備金が一九七四年一月一日以後に終了した事業年度の利益から成っている場合、この部分の額面資本もまた、利益配当と相殺のできる事業資産とする。

(4) 利益配当と相殺のできる事業資産が、一九七四年一月一日以後に終了した事業年度において持分権者の払込みにより増額した範囲において、調整税を課さない。

(5) 法人税を課されない物的会社が、法人税を課されない持分権者で無制限納税義務を負うものに対し又は公法人に対し利益配当を行なう範囲において、調整税を徴収しない。営利事業を営む公法人の持分が保有されている範囲において、第一段の規定を適用しない。法人税の課税をうけない持分権者は、税務署の発行する証明書により非課税たることを配当物的会社に証する義務を負う。

(6) 物的会社が持分権者に対し、この者について所得税法第五七条〔所得税法第二〇条〕第一項第一号又は第二号に規定する収入となるその他の役務を提供する場合、又は物的会社の事業資産が組織変更法の規定に基づく組織変更により移転する場合、第一項から前項までの規定を準用する。物的会社による役務の提供が額面資本の払戻しであるとき、物的会社は、その中に含まれている、利益配当と相殺のできる事業資産をどの程度払戻したものとみなすかを決定することを要する。

第一九条 利益配当と相殺のできる事業資産

利益配当と相殺のできる事業資産は、事業年度の末日に法人税の負担に応じて区分する。各内訳額はそれぞれ前事業年度の区分から誘導する。その区分において次の各号に掲げる額を区分して計上する。

一 法人税を軽減されずに負担する内訳額として、一九七四年一月一日以後に五六パーセントによる法人税の確定をうけた所得部分で、一九七四年一月一日以後に終了する査定期間について当該所得から控除のできない支出を控除したものの額。ただし、軽減法人税及び調整税を除くものとする。

二 軽減した法人税を負担する内訳額として、一九七四年一月一日以後に軽減税率による法人税の確定をうけた所得から、これにかかる軽減法人税及び調整税を控除した額

三 法人税及び調整税を負担しない内訳額として、持分権者の拠出した払込額。ただし、利益配当と相殺のできる事業資産がその払込額により一九七四年一月一日以後に終了した事業年度において増額した範囲に限る。

四 調整税を負担しない内訳額で、一九七四年一月一日以後に法人税の確定をうけなかったものとして、その他の資産増加の額から、次に掲げる額を控除し、

イ 当該その他の資産増加額にかかる調整税

ロ 一九七三年一二月三一日以前の日を含む査定期間につ

いて所得から控除することのできない支出

ハ　利益計算に関する税法上の規定により算出される損失これに所得の計算上所得税法第六四条の規定により控除した損失を加算した額。

(2)　前項第四号に掲げる内訳額は、第三〇条に規定する目的のため細区分する。非課税の国外所得の合計額と一九七三年一二月三一日以前の日を含む最近の事業年度の末日に計上すべき事業資産で利益配当と相殺のできるものは区分して計上する。

第二〇条　特別な場合における調整税

利益配当と相殺のできる事業資産が第一八条の規定する額に満たない物的会社で無制限納税義務を負う者が、持分権者に対し役務を提供する場合、その差額について調整税を課する。利益配当と相殺のできる事業資産が生ずるとき直ちに、第一八条第二項の規定による申告を追完する。第一九条第一項第一号及び第二号に規定する内訳額が利益配当に用いられたとみなされる場合、調整税はこの内訳額に係る法人税負担の額に至るまで法人税債務を相殺する。

第二一条　証明書

無制限納税義務を負う法人は、その持分権者の請求により、次の各号に掲げる事実を証する義務を負う。

一　持分権者について所得税法第五七条第一項又は第二項に規定する収入となる給付額

二　支払日

三　当該持分権者の収入に係る法人税の額。ただし、協同組合については、所得税法第一二六条による還付が申請されていない場合に限る。

四　第三〇条の規定する還付を受けることのできる調整税の額

五　第一八条第四項に規定する払戻された払込みの額

(2)　前項の規定にかかわらず、所得税法第一二六条の規定により一括申請した協同組合又は申請しようとする協同組合は、組合員に証明書を交付することができない。

(3)　金融機関が法人の計算のために持分権者に給付し、かつ第一項に掲げる書類を添付した証拠書類を持分権者に交付した場合、利益持分（所得税法第五七条（所得税法第一〇条）第一項第一号）について、第一項の規定による義務は消滅する。

(4)　証明書又は証拠書類を複数発行する場合、二枚目の書類及びそれ以降の発行証書自体に番号を記入する。

第二三条　課税基礎の分離確認

次の各号に掲げる金額は分離して確認する。

一　物的会社の額面資本のうち、$\frac{100\times56}{100-56}$パーセントの法人税を負担した準備金の組入れにより成立した額

二　物的会社及び第二一条の規定により調整税を負担する法人が利益配当と相殺のできる事業資産のうち、第一九条の規定により計算する内訳額

三　第二〇条に規定する、調整税を課される差額

第四章　税率、租税の査定及び納付

第二四条　税　率

法人税は所得の五六パーセントとする。

(2) 法人税の計算上一〇マルクに満たない所得は切り捨てる。

(3) 第一条第一項第三号から第六号までに定める法人、社団及び財団の所得のうち、五千マルク以下の所得額は控除する。所得が一万マルクをこえる場合、控除額はその超過額の二分の一を減額する。第一段及び第二段は、利益配当を行う法人及び社団に適用しない。

(4) 所得税が所得税法第・・条〔所得税法第五一条第三項〕の授権に基づき増減するとき、これに応じて法人税も増減する。

(5) 調整税は次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に掲げる税率とする。

一　第一八条の規定する場合、利益配当と相殺のできる事業資産のうち、法人税を負担していない部分の$\frac{100\times56}{100-56}$パーセント。利益配当と相殺のできる事業資産のうち、一九七四年一月一日以後に軽減法人税を負担した部分について、調整税はその軽減法人税負担額を減額する。

二　第二〇条の規定する場合、〔物的会社が持分権者に交付する〕給付額が利益配当と相殺のできる事業資産を上まわる場合、その差額の$\frac{100\times56}{100-56}$パーセント

第二項及び前項の規定を準用する。

第二五条　国外所得

二重課税防止のための条約の規定が適用されない場合、無制限納税義務者が外国において国外所得についてドイツ法人税に相当する税を課されることとなるとき、確定され納付した外国税額は、当該国外所得に係る部分の法人税から控除する。所得税法第一〇〇条第一項第二段から第四段まで、第二項〔所得税法第三四条の三第一項第二段及び第三段、第二項、第三項、第六項〕の規定を準用する。

(2) 国際海上運輸業により生ずる国外所得に対する無制限納税義務者の法人税は、所得の二七・五パーセントとする。第一段の規定による法人税の算定上、国際海上運輸業により生ずる所得の五〇パーセントを、第一段に規定する国外所得とみなす。当該所得が二重課税防止のための条約の相手締約国に源泉するときも、同様とする。

第二六条　租税請求権の成立

租税請求権は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に掲げる時に成立する。

一　査定税について、租税請求権が次号及び第三号によりこれまでに成立していない場合、査定を行なう期間（査定期間）の経過の時

二　予定納税について、予定納税を納付すべき暦年各四半期の始期、又は暦年各四半期の途中に納税義務の原因が生ずる場合納税義務の原因発生の時

三　第一八条及び第二〇条に規定する特別の法人税について、第二八条第一項に掲げる期間の始期

第二七条　査定、税額控除及び納付

所得税に適用する規定は、法人税の査定並びに法人税の控除、納付及び還付に準用する。

(2)　法人税の査定に当り、次の各号に掲げる額は算入しない。

一　所得税法第一五〇条第一項第六号に規定する資本収益

二　所得者が制限納税義務を負い、かつその所得が国内の恒久的施設において得られたものでない場合、又はその所得が第五条第二項第一号の規定により非課税規定の適用をうけない場合、源泉徴収をうけるその他の所得

査定に当り算入されない所得に係る法人税は、当該所得の所得者が著しく少額の源泉徴収税額について請求をうけない範囲において、源泉徴収税によって弁済されたものとする。

(3)　所得税法第一五〇条第一項第七号及び第一五一条の規定は、住所又は居所をそれぞれ管理支配地又は本店所在地と読み替えて、法人、社団及び財団に適用する。

(4)　所得税法第五七条〔所得税法第二〇条〕第一項第一号から第五号までに規定する収入又は帰属額（Zurechnungsbeträge）について持分権者が納税義務を負わない場合、これらに係る法人税は、所得税法第一二一条及び第一二三条の規定にかかわらず、控除してはならない。

(5)　所得税法第一二七条の規定は、第三条第二号及び第五条第一項第九号に規定する制限納税義務を負う法人に適用しない。所得税法第九九条第六項〔所得税法第五〇条第四項〕及び第一二七条の規定は、同法第一二七条第二項第一号に掲げる住所又は居所を管理支配地又は本店所在地と読み替えて、その他の制限納税義務を負う法人、社団及び財団に準用する。

(6)　事業年度が暦年と異なる場合、所得税法第一二二条〔所得税法第三五条第一項〕の規定は、査定期間の末日を含む事業年度中に租税債務の予定納税額を納付するとき、適用する。

第二八条　租税申告

第二一条に規定する無制限納税義務を負う物的会社又は法人がその持分権者に利益配当を行なう場合、これらの者は二週間以内に税務署に対し次の各号に掲げる事項を申告することを要する。

一　利益配当の日時

二　利益配当の額

三　利益配当と相殺のできる事業資産のうち、利益配当に用いたとみなされる部分

四　調整税の額

調整税は納期限の経過前に納付する。

(2)　前項に掲げる納期限とは、利益配当決議の時、又は利益配当決議が行なわれない場合、利益配当の額が確定する時をいう。

(3)　第一八条及び第一九条の規定に基づき利益配当と相殺のできる事業資産のうち法人税を負担した部分が、利益配当決議に

基づく利益配当に用いられたものとみなし、かつこの部分に係る法人税を利益配当までに納付しなかった場合、当該配当法人は第一項に掲げる納期限の経過前にその不足額を納付することを要する。法人はこの額を自ら計算しなければならない。

(4) 法人が持分権者について所得税法第五七条〔所得税法第二〇条〕第一項第一号又は第二号に規定する収入となるその他の役務をその者に提供する場合、又はその事業資産が組織変更法の規定に基づく組織変更により移転する場合、第一項の規定を準用する。調整税の租税申告及び納付の期間は、役務の提供の時に、又は事業資産が組織変更法の規定に基づき移転する場合その組織変更の期日の経過の時に開始する。

(5) 持分権者について所得税法第五七条〔所得税法第二〇条〕第一項第二号に規定する収入となる役務の提供について、第三項の規定を準用する。

第二九条 公益目的及び慈善目的に関する還付

所得税法第五七条〔所得税法第二〇条〕第一項第一号に規定する利益持分に係る法人税は、法人税が収入と法人税との合計額の三〇パーセントをこえる範囲において、申請により、次の各号に掲げる者に対し還付する。

一 第五条第一項第一〇号に規定する法人、社団又は財団

二 もっぱら公益目的又は慈善目的を直接その目的とする公法上の内国財団

(2) 還付を受けるため、前項に掲げる法人、社団又は財団は、収入及びこれに係る法人税の額を第二二条の規定に基づく証拠書類によって証することを要する。

(3) 第一項第一号の規定する場合収益事業により、又は第一項第二号の規定する場合〔公法上の〕営利事業により生じた収入について法人税を課す場合には、その法人税は還付しない。

(4) 申請期間は、収入の流入した暦年の翌年九月三〇日に終了する。

(5) 国内の有価証券―若しくは土地―特別財産に対する持分証書又は国外投資持分に係る法人税について、及び第二七条の規定による査定が行なわれるとき租税債務から控除される法人税については第一項から前項までの規定は、第二項に掲げる証拠書類をこれに対応する内国資本会社又は外国投資会社の通知と読み替えて、準用する。この場合において、還付額は、通知書に記載された法人税の $\frac{26}{56}$ とする。

第三〇条 特別な場合における調整税の還付

所得税の制限納税義務を負う持分権者又は第三条第一項の規定に基づき法人税の制限納税義務を負う持分権者は、調整税が非課税の国外所得に係るとき、又は調整税が一九七三年一二月三一日以前の日を含む最近の事業年度の末日に計上された〔利益配当と〕相殺のできる事業資産に係るとき、申請により連邦国税局から第一八条第一項に規定する調整税の還付を受ける。

(2) 還付は、次の各号に掲げる証明書の区分に応じ当該各号に掲げる事実を証することを、その要件とする。

一　外国租税行政庁の発行する証明書により、制限納税義務者の外国における住所若しくは居所又は本店所在地若しくは管理支配地

二　第二二条に規定する証明書又はその他の証拠書類により、収入及びこれに係る調整税の額

(3)　調整税を納付した株式会社又は投資会社の申請により、連邦国税局は、一株式又は一持分証書について、第一項の規定により還付すべき調整税の額を毎年一度公表する。当該公表をもって第一項第二号に定める立証に代えるものとする。

(4)　申請期間について、所得税法第一二五条第五項の規定を準用する。

(5)　持分が制限納税義務者の国内の恒久的施設の事業資産である場合、調整税を還付しない。

(6)　調整税が利益配当と相殺のできる事業資産に係り、かつその事業資産が一九七三年一二月三一日以前に終了した最近の事業年度の末日に計上されたものである場合、第一項から第四項までの規定は公法人に準用する。第二条に規定する公法人の営利事業は還付請求権を有しない。

第五章　授権規定及び終結規定

第三一条　金融業に関する経過規定

一九七三年一二月三一日の翌日から一九七七年一月一日の前日までのあいだに終了する査定期間について、法人税は、第二四条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合、所得の四六パーセントとする。

一　公的貯蓄金庫又は国の監督下にある貯蓄金庫

二　長期地方金融業、長期不動産金融業及び長期土地改良金融業により生ずる所得について、前号に定める公法上の金庫以外の公庫

三　長期地方金融業及び長期不動産金融業により生ずる所得について、私的住宅建設貯蓄金庫

四　純粋の抵当銀行

五　抵当銀行法第五条に掲げる業務により生ずる所得について、混合抵当銀行

六　船舶抵当証券銀行

七　長期金融業により生ずる所得について、興業信用銀行株式会社、ドイツ勧業銀行、ベルリン勧業銀行株式会社、ザール投資信用銀行株式会社及びシュレスヴィヒ＝ホルシュタイン経済復興金庫株式会社

(2)　調整税に関する規定の適用を妨げない。

第三一条（代替案）　削除

第三二条　授権規定

連邦政府は、課税の平等を確保するため、苛酷な場合における不衡平を除去するため、又は課税手続を簡素にするため、連邦参議院の同意をえた法規命令により、次に掲げる事項に関す

る規定を発布することができる。

イ　この法律規定の削除又は改正により生ずる法律効果

ロ　予定納税の納期限の変更

ハ　第二五条〔第二四条の誤植?〕第四項の規定に基づく法人税の引下げ又は引上げ

ニ　〔略〕

ホ　……

二　〔略〕

第三三条　ベルリン地区における適用

この法律は、一九五二年一月四日第三次過渡期法（Bundesgesetzbl. I S. 1）第一二条第一項の規定に基づきベルリン地区にも適用する。この法律に基づき発布される法規命令は、第三次過渡期法第一四条の規定によりベルリン地区に適用する。

二　〔一九七四年〕所得税法〔草案〕

第四八条〔所得税法第一一条〕　収入と必要経費の差額

……

(2)　……〔第三文〕第五七条第一項第六段の規定により資本用益から生ずる収入に該当する法人税は、当該法人税を負担した収入と一緒に取得したものとみなす。

第五七条〔所得税法第二〇条〕　資本財から生ずる所得

資本財から生ずる所得とは、資本用益から生ずる収入と必要経費の差額をいう。資本用益から生ずる収入は、次の各号に掲げるものを含むものとする。

一　株式、鉱山権に対する持分、社員権を意味する受益証書、有限会社に対する持分、協同組合に対する持分、殖民会社に対する持分及び法人格上の権利を有する鉱業を営む組合に対する持分から生ずる利益持分（配当）、利子、〔鉱物等の〕収穫物及びその他の給付金。ただし、法人税法第一八条第四項に規定する払戻しを受けた払込みを除く。

二　資本減少により、又は前号に規定する法人税の無制限納税義務を負う資本会社、協同組合若しくは鉱業を営む組合の解散により持分権者に流入する役務。ただし、当該役務の提供が、法人税法第一八条第三項に規定する利益配当と相殺のできる事業資産に基因するものであり、かつ前号に規定する収入及び法人税法第一八条第四項に規定する払戻しを受けた払込みでない場合に限る。

三　組織変更法の規定に基づき組織変更により移転する事業資産のうち、法人税法第一八条第三項の規定により〔利益配当と〕相殺のできる部分。ただし、法人税法第一八条第四項に規定する払込みに基因する部分を除く。

四　投資会社法第三九条、第四〇条、第四五条及び第四六条の規定により国内の有価証券及び土地―特別財産に対する持分証券から生ずる配当及びその他の収益

五　国外投資持分の販売及び国外投資持分から生ずる収益の

課税に関する法律第一七条及び第一八条の規定により国外投資持分から生ずる配当及びその他の帰属額

六　第一二一条〔所得税法第四七条〕第一項第三号若しくは第一二三条の規定により控除される法人税又は第一二五条、第一二六条及び第一二七条の規定により還付される法人税

……

……

(2)　資本用益から生ずる収入は、次の各号に掲げるものもまた含むものとする。

一　……

二　株券、債務証券又はその他の持分〔証券〕を〔利益配当証券、利札及びその他の請求権と〕一緒に譲渡しない場合、利益配当証券、利札及びその他の請求権の譲渡により生ずる収入

三　……

四　……

第二号及び第三号が規定する場合、利札又は利益配当証券の償還又は再譲渡の時に流入した配当、利子及びその他の収益のうち、これらの証券の取得時に対価として支払った、額については収入とみなさない。

(3)　……

(4)　……

(5)　第一項及び第二項に掲げる所得は、農業所得、事業所得、自由業所得又は賃貸所得である場合、それぞれの所得の種類に該当する。

第五七条の一　適格資本参加後における物的会社の給付金

第五七条〔所得税法第二〇条〕第一項第一号に規定する給付金は、次項の場合を除き、法人税の無制限納税義務を負う物的会社に対する持分を取得するに当り、次の各号に掲げる要件を満たす場合、資本用益から生ずる収入とみなさない。

一　譲渡人が最近五年以内に会社の額面資本の一〇パーセント以上をもって資本参加していたこと

二　取得者に移転する持分の譲渡価額が五万マルクをこえたこと

三　所得税若しくは法人税の無制限納税義務を負わないため、又は非課税のため、第一二一条〔所得税法第四七条〕第一項第三号の規定に基づき法人税を譲渡人の租税債務から控除することが認められなかったこと

四　移転する資本参加の譲渡により生ずる利益が国内において納税義務を負わないこと

五　持分の取得者が、所得税の無制限納税義務を負う人、又は非課税でなく法人税の無制限納税義務を負う法人、社団若しくは財団であること

(2)　法人税法第一八条第三項に規定する利益配当と相殺のできる事業資産で、当該持分の取得の前事業年度の経過後に成立し

たものを、給付金に充当した利益配当に全部用いることができたとき、前項の規定は適用しない。第一段に掲げる事業資産をその一部についてのみ利益配当に用いることができたとき、前項の規定は当該一部の給付金について適用する。

(3) 取得費が合計五万マルクをこえる持分の取得者は、譲渡の日後遅滞なく、移転する持分の額面価額及びその取得費を物的会社に通知する義務を負う。物的会社は、所得の課税を所轄する税務署に対し当該通知をうけた事項を遅滞なく報告する義務を負う。

(4) 物的会社が、持分権者について第五七条〔所得税法第二〇条〕第一項第二号に規定する収入となるその他の役務を当該持分権者に提供する場合、又はその〔物的会社の〕事業資産が組織変更法の規定による組織変更により移転する場合、第一項から前項までの規定を準用する。

第九八条〔所得税法第四九条〕 所得税の制限納税義務のある所得

所得税の制限納税義務（第二条）のある国内源泉所得とは次の各号に掲げるものをいう。

……

……

五 債務者が国内に住所、管理支配地又は本店を有する場合、第五七条〔所得税法第二〇条〕第一項第一号、第二号、第八号及び第一一号に規定する資本財から生ずる所得、第五七条〔所得税法第二〇条〕第一項第三号及び第六号に規定する所得、国内に本店又は管理支配地を有する物的会社からの給付金が収益及び帰属額にあたる場合、第五七条〔所得税法第二〇条〕第一項第四号及び第五号に規定する所得、……

……

第九九条〔所得税法第五〇条〕 所得税の制限納税義務者に関する特則

……

(6) 非独立的労働から生ずる所得及び資本収益に関する所得税の制限納税義務者について、並びに第一五九条、第一六〇条、第一六一条第一項から第五項まで規定する場合において、所得税は源泉徴収税（Steuerabzug）によって弁済されたものとする。法人税を負担した資本収益について、所得税の制限納税義務者の場合法人税負担によって、又は第一二七条の規定による還付の場合還付金控除後の法人税と資本収益に対する源泉所得税とによって弁済されたものとみなす。当該所得が国内の恒久的施設において得られたとき、第一段及び第二段の規定は適用しない。

……

第一一三条〔所得税法第四六条〕 使用人の査定

納税義務者が非独立的労働から生ずる所得の支払を受けた場合、その者は次の各号に掲げる事実のあるときに限って、所得税の査定をうける。

……

十　納税義務者の次の申請

……

ホ　資本収益税と法人税とを所得税債務から控除すること

……

第一二一条〔所得税法第四七条〕　所得税債務の控除と漸次償却

次の各号に掲げる金額を所得税債務から控除する。

……

二　第一二三条及び第一二四条の規定の場合を除き、第一二五条若しくは第一二六条の規定によりその還付を申請しないとき、又はその還付を受けなかったとき、法人税の無制限納税義務を負う法人が第五七条第一項第一号から第三号まで及び第二項第二号に規定する収入について負担する法人税。法人税の納付にかかわらず、収入の$\frac{100\times56}{100-56}$パーセントを法人税負担とみなす。

……

第一二三条　投資収益の場合における法人税の所得税債務からの税額控除

第五七条第一項第四号に規定する国内の有価証券又は土地―特別財産に対する持分証券から生ずる収入について負担する法人税は、これが国内の特別財産に対する一持分証券について、投資会社法第四一条、第四二条、第四七条及び第四九条の基準に従って公示される場合、所得税から控除する。法人税の還付が第一二五条又は第一二六条の規定により申請されたとき、又はその還付が行なわれたとき、法人税の控除をしてはならない。

(2)　第五七条第一項第五号に規定する国外投資持分から生ずる収入について法人税を負担する場合、国外投資持分の販売及び国外投資持分から生ずる収益の課税に関する法律第一七条に該当するとき、前項の規定を準用する。同法第一八条に該当するとき、課税基礎のほかこれに係る法人税が証される場合には、前項の規定を準用する。

第一二四条　特別な場合における法人税の税額控除の除外

第一二一条一項二号の規定により控除すべき法人税がこれに対応する、配当法人の納付した法人税を下まわり、かつこの差額の法人税につき滞納処分開始後に全額納付を強制できるかどうかが確実でない場合、同規定による法人税の控除は否認又は取り消す。ただし、第一段の規定は、持分権者が配当法人の基本資本若しくは基本資本金又は資産に対し四分の一以上をもって資本参加している場合に限り適用する。

(2)　〔第一二一条一項二号に規定する〕控除が前項の規定により取り消されるとき、持分権者の租税決定は更正する。

第一二五条〔所得税法第四七条の三〕　所得税の無制限納税義務者に対する法人税の還付

第五七条第一項第一号又は第二号に規定する収入に係る法人税で控除のできるものは、所得税の無制限納税義務を負う持分権者に対して、その者の所得税の査定が考えられない場合若し

くは申請によるときに限り考えられる場合又は租税の確定処分が行なわれない場合には、申請により還付する。当該無制限納税義務は当該収入の流入時に成立していなければならない。協同組合の組合員に対する還付は、当該還付を第一二六条の規定により申請し又は行なった場合、これをしてはならない。

(2) 前項に定める要件は、持分権者の住所地の所轄税務署の発行する証明書により証する。その証明書の有効期間は三年以内とし、暦年の末日に終了する。事実が明らかとなり、これにより所得税債務が持分権者の査定において確定されると見込まれるとき、税務署は証明書の返還をその有効期間の経過前に請求することを要する。税務署が証明書の返還を請求するとき、又は持分権者が証明書の交付要件の消滅を認めるとき、その持分権者は遅滞なく税務署に証明書を返還することを要する。

(3) 還付は、還付を行なう連邦国税局に対し申請する。前項による証明書のほか法人税法第二二条に規定する証拠書類を当該申請書に添付する。

(4) 持分権者を代理して金融機関が還付を申請する場合、その金融機関が前二項に掲げる書類の呈示を受けたことを保証するとき、当該書類を送付しないことができる。第一段の規定は、事実関係を調査する租税行政庁の権限を妨げない。第二項の規定により住所地の所轄税務署の交付する証明書に基づき、金融機関は申請すべきことを認知することを要する。

(5) 申請期間は、収入の流入した暦年の翌年九月三〇日に終了する。持分権者が第一段に掲げる期日までに書面をもって金融機関に対し申請を委任した場合には、金融機関が前項の規定により還付を申請するとき、当該期間は遵守されたものとみなす。

(6) 持分権者が株券を伴わずに利益配当証券を譲渡した場合、第一項から前項までの規定は、第三項に掲げる証拠書類を譲渡価額及び譲渡の日に関する取得者又は金融機関の証拠書類と読み替えて、その者に準用する。

(7) 国内の有価証券若しくは土地—特別財産に対する持分証券から生ずる収入について、又は国外投資持分から生ずる収入について第一二三条の規定により控除しうる法人税には、第一項から前項までの規定を準用する。

第一二七条 所得税の制限納税義務者に対する法人税の還付

二重課税防止のための条約の相手締約国である外国に居住する所得税の制限納税義務者は、第五七条第一項第一号から第三号までに規定する収入に係る法人税のうち、収入と法人税との合計額の二五パーセントをこえる部分について、申請により還付をうける。国内の恒久的施設において生じる収入について法人税を課す場合、法人税を還付しない。

制限納税義務は収入の流入時に成立していることを要する。

(2) 還付は、次の各号に掲げる証明書の区分に応じ当該各号に掲げる事実を証することを、その要件とする。

一 外国租税行政庁の発行する証明書により、収入の流入時における所得税の制限納税義務者の国外の住所又は居所

二　法人税法第二二条に規定する証明書又はその他の証拠書類により、収入金額及びこれに係る法人税額

(3)　当該申請は、還付を行なう連邦国税局に対して行なう。当該申請期間について第一二五条第五項第一段の規定を準用する。

(4)　第一項から前項までの規定は、第五七条第一項第四号又は第五号に規定する収入に係る法人税で、かつ査定に当り第一二三条の規定により租税債務から控除されることとなるものについて準用する。この場合において、還付額は法人税の31/56とする。

第一五〇条〔所得税法第四三条〕　源泉徴収義務のある資本収益

次の各号に掲げる国内資本収益について、所得税は、資本収益からの控除（資本収益税）により納付する。

……

八　第五七条第一項第一号から第五号までに規定する収入に係る法人税が第一二七条の規定により還付される場合、第五七条第一項第一号から第六号までに規定する収入

……

第一五一条〔所得税法第四四条〕　資本収益税の算定

資本収益税は、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる税率とする。

……

三　第一五〇条第一項第八号に該当する場合　資本収益の二五パーセント

(2)　控除をうけない資本収益の金額について源泉徴収税を課する。

第一五八条　第一五〇条第一項第八号に該当する場合における資本収益税の納付

連邦国税局は、第一五〇条第一項第八号に該当する場合において資本収益に対する源泉徴収を行なう。資本収益税は、第一二七条の規定による法人税の還付時において、還付すべき額から〔国庫が〕留保する。

三　投資会社法

一　第三九条第二項の規定を削除する。

二　第四一条の規定において、

イ　第一項第三号の規定を次に掲げる文言とする。

「三　有価証券―特別財産の資本収益で国内法人税を負担するものとこれに係る法人税との額」

「四　法人税法第三〇条に規定する還付のできる調整税の額」

ロ　これまでの第一項第三号を第五号とする。

ハ　第二項第一段を次の文言とする。

「(2)　投資会社は、所得に基づく課税を所轄する税務署の請求により、有価証券―特別財産の資本収益で国内法人税を負担するものとこれに係る法人税との額を、法人税法第

二二条に規定する証拠書類によって、並びに外国所得額及び外国税額の確定と納付についての類似の書類、例えば租税決定、納付領収書の呈示によって証することを要する。」

二　第三項の末尾に次の文を加える。

「有価証券―特別財産の資本収益に係る国内法人税について、これを準用する。」

三　第四二条において次の文言「第四〇条第一項第二号、第二項から第四号まで、第四一条第一項第一号、第二号イ、ロ、ニ及びホ、第三号」の後に「並びに第四号」を加える。

四　第四七条において、

イ　第一項において第二号の後に次の第三号を加える。

「土地―特別財産の資本収益に係る国内法人税の額」

ロ　これまでの第一項第三号を第四号とする。

四　国外投資持分の販売及び国外投資持分から生ずる収益の課税に関する法律

一　第一七条第三項第二号において、ロの後にあらたに次のハ及びニを加える。

「ハ　国外投資資産の資本収益で国内法人税を負担するものとこれに係る法人税との額」

「ニ　法人税法第三〇条に規定する還付のできる調整税の額」

二　第一八条第一項第一段。「第二〇条第一項第一号」に代えて「第五七条第一項第五号及び第六号」とする。

三　第一八条第一項にあらたに次の第二段を加える。

「資本収益に係る国内法人税について、第一段の規定を準用する。」

これまでの第二段を第三段に繰り下げる。